

4. 家庭

- 男性の家事、育児・介護等の時間は女性と比べ、非常に短く、平成18年から23年にかけて、ほとんど増加していません。
- また、共働き世帯においても家事等の時間は妻の方が長く、女性に家事、育児負担が大きく偏っています。一方、男性は女性よりも仕事や通勤時間が長くなっており、男性の家事等への参画を難しくしていることが読み取れます。

表1 週全体の1日あたりの家事時間に関する男女比較（滋賀県）

資料：「社会生活基本調査」（総務省）

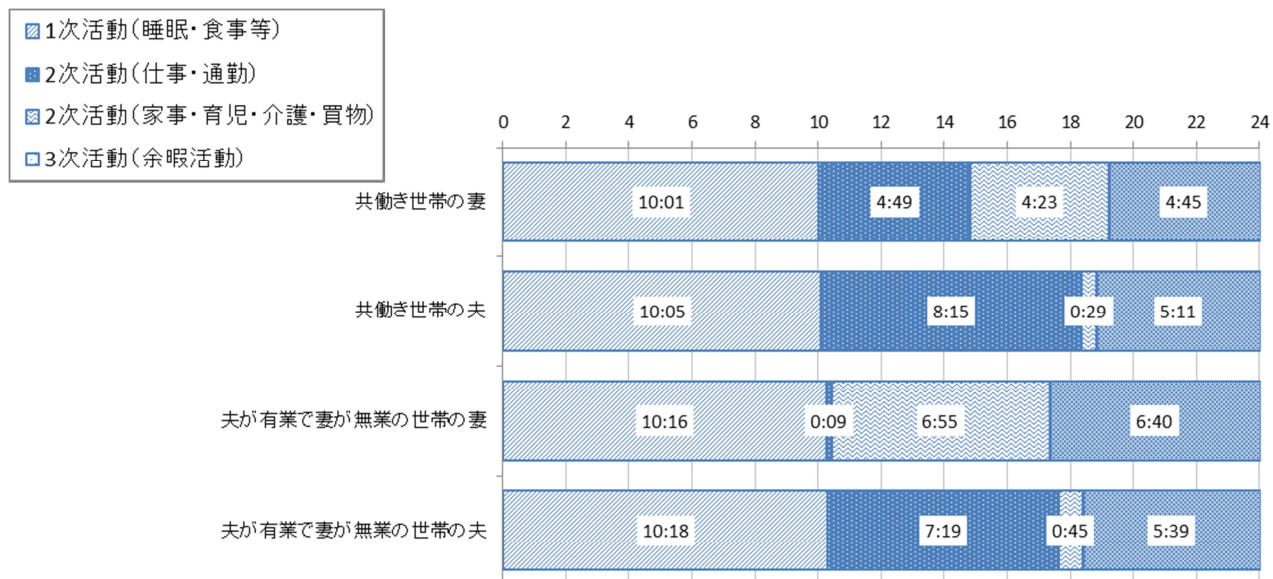
（単位 時間：分）

	男性				女性				女性（有業）				女性（無業）			
	家事	介護・看護	育児	計	家事	介護・看護	育児	計	家事	介護・看護	育児	計	家事	介護・看護	育児	計
S56	0:10	--	--	0:10	3:45	--	--	3:45	2:59	--	--	2:59	4:38	--	--	4:38
S61	0:10	--	0:02	0:13	3:14	--	0:29	3:44	2:47	--	0:12	2:59	3:40	--	0:47	4:28
H 3	0:12	0:00	0:01	0:14	2:56	0:06	0:22	3:26	2:42	0:06	0:12	3:00	3:18	0:07	0:37	4:02
H 8	0:12	0:02	0:03	0:17	2:59	0:06	0:20	3:25	2:39	0:05	0:12	2:56	3:26	0:07	0:30	4:03
H13	0:15	0:02	0:04	0:21	2:43	0:07	0:25	3:15	2:15	0:04	0:13	3:16	3:16	0:10	0:38	4:04
H18	0:15	0:01	0:05	0:21	2:44	0:06	0:26	3:16	2:28	0:05	0:21	2:54	3:25	0:09	0:35	4:09
H23	0:19	0:03	0:05	0:27	2:34	0:05	0:23	3:02	2:19	0:04	0:16	2:39	3:13	0:08	0:36	3:57

※S56年の家事時間は育児時間含む

図18 夫婦の生活時間（1日に占める時間数：週全体）（滋賀県）

資料：「平成23年 社会生活基本調査」（総務省）



5. 労働

- 本県における雇用者数の推移をみると、男女とも昭和40年以降増加してきましたが、平成17年以降は男性の雇用者数が減少しています。雇用者に占める女性の比率は、昭和50年以降は漸次上昇傾向がみられます。
- また、所定内給与額の推移をみると、男女の格差を残したまま、近年横ばいの傾向にあります。前年より男性は15千円、女性は7千円減少しました。
- 勤続年数は近年横ばいの傾向にあります。前年より男性は0.2年、女性は0.4年減少しています。

図19 雇用者数の推移（滋賀県・全国）

資料：「国勢調査」（総務省）

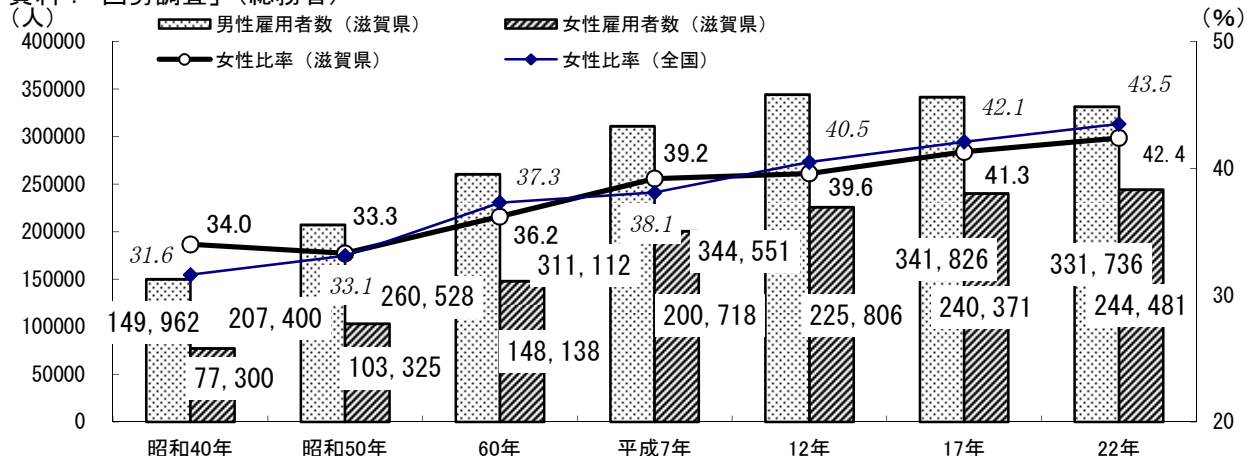
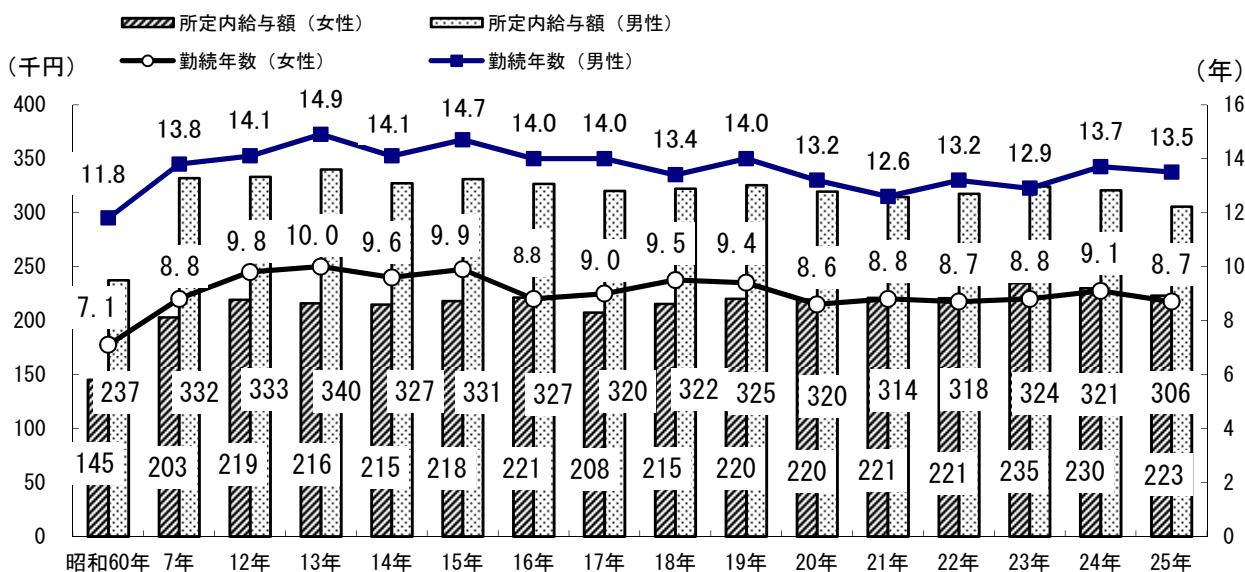


図20 所定内給与・勤続年数の推移（滋賀県）

資料：「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）



- 年齢階級別・男女別の有業率をみると、男性の有業率は、25歳以上59歳以下の年齢階級で90%を超えています。
- 一方、女性の有業率は、24歳以下では男性より高いものの、25歳以上で男性よりも低くなり、特に結婚、出産、子育て期に低下しM字型となりますが、潜在的有業率を見るとM字のくぼみは小さくなっており、就業希望はあるが実現できていないという状況が読み取れます。
- また、女性の労働力率を時系列でみると、徐々にM字カーブの谷が浅くなっていきます。

図21 年齢階級別・男女別有業率（滋賀県）

（備考）潜在的有業率は、有業者に就業希望者を足したものを年齢別人口で割り、100をかけた値

資料：「就業構造基本調査（平成24年）」（総務省）

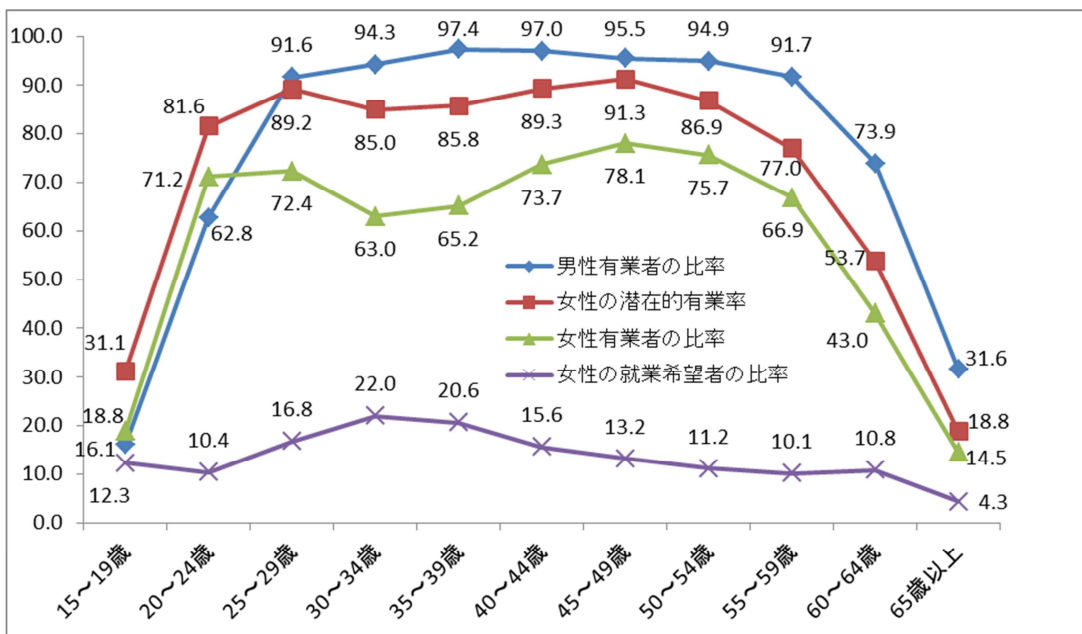
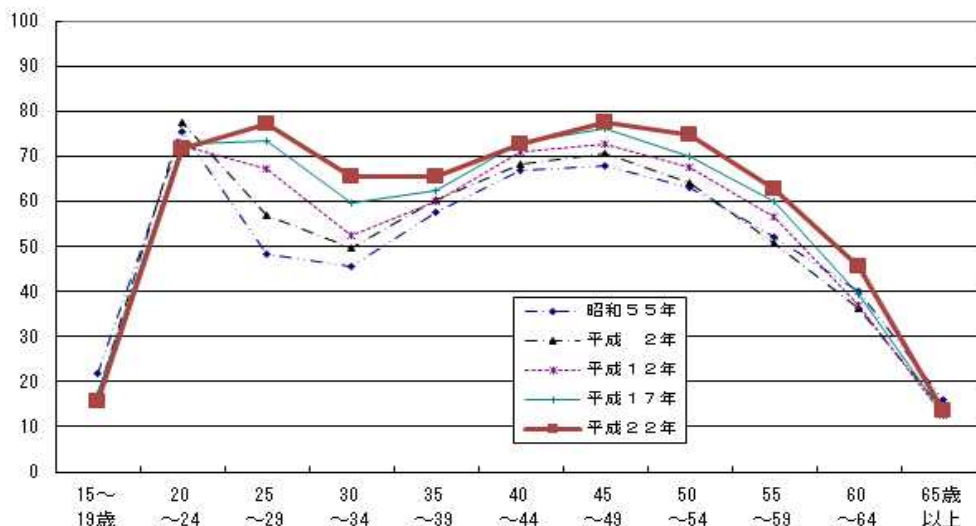


図22 年齢階級別女性労働力率の推移（滋賀県）

資料：「国勢調査」（総務省）



- 本県の事業所における育児休業制度の導入率は、平成24年度より2.6ポイント減少し、平成25年は81.6%になっています。
- 介護休業制度の導入率については、平成24年より1.0ポイント減少し、平成25年度は72.8%となっています。
- 本県の事業所における平成25年の育児休業取得率は、女性では前年より5.0ポイント減少し90.2%となり、男性では前年より0.1ポイント増加して1.9%となっています。

図23 県内企業において育児、介護休業制度を設けている割合の推移（滋賀県）

資料：「労働条件実態調査」（県労働雇用政策課）

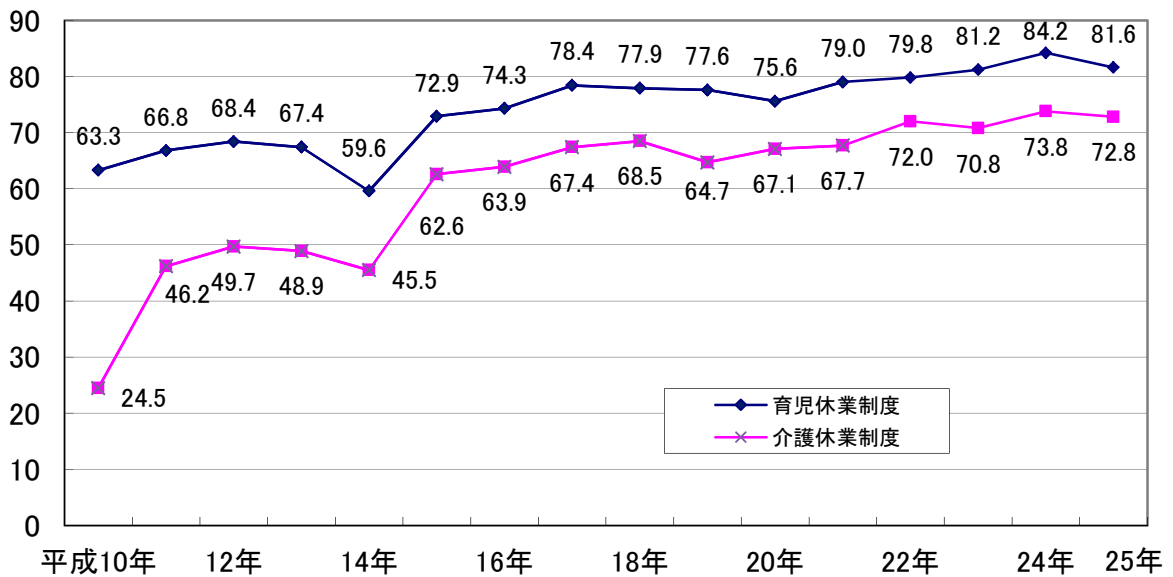
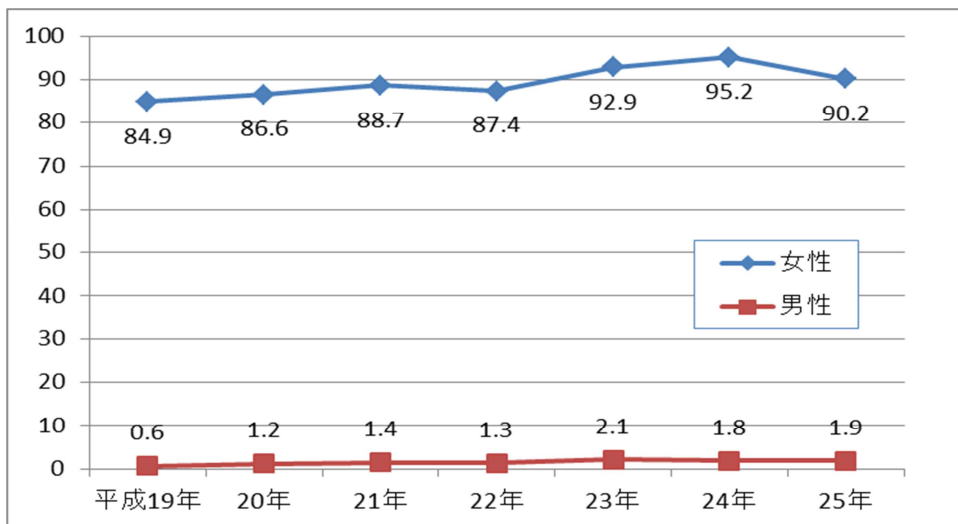


図24 県内企業における育児休業取得率の推移（滋賀県）

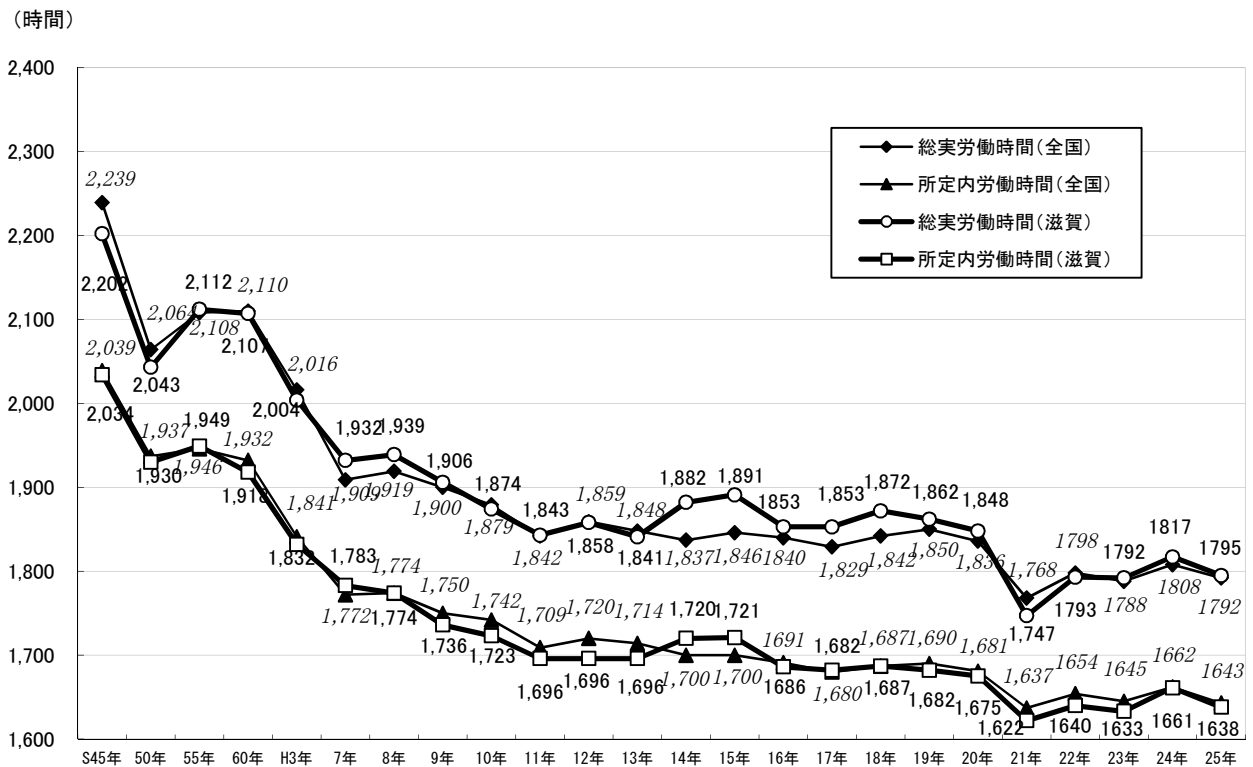
資料：「労働条件実態調査」（県労働雇用政策課）



- 本県の一人平均の総実労働時間の推移をみると、昭和45年は2,200時間程度が昭和50年以降は2,100時間台でほぼ横ばいで昭和末まで推移しました。その後微減傾向が続き、平成14年以降は1,800時間代後半で推移してまいりました。平成25年は、前年と比較して22時間減少し、1,795時間となりました。
- 一方、年間所定内労働時間は、昭和40年代は2,000時間台、昭和50年以降は1,900時間台、その後微減傾向が続き、平成16年以降は1,600時間前後で推移し、平成25年は1,638時間となりました。

図25 一人平均総実労働時間の推移（滋賀県、全国）

資料：「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）



(注) 調査産業計、
事業所規模30人以上が対象
年間平均月間総実労働時間を12倍したもの

6. 相談

- 平成 25 年度における男女共同参画センターへの相談実績は、「心の健康問題」が 823 件で最も多く、次いで「夫婦関係」が 615 件で、「家族関係」(284 件)、「自立・生き方の問題」(205 件)と続いています。
- 全体の相談件数は、平成 24 年度より減少し、2,592 件となり、男性からの相談件数も 286 件と前年度より減少しています。

表 2 男女共同参画センター相談実績の推移（滋賀県）

資料：県立男女共同参画センター資料

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
自立・生き方の問題	118 (14)	75 (16)	98 (23)	57 (2)	97 (29)	175 (35)	205 (21)
夫婦関係	611 (87)	808 (160)	945 (209)	624 (95)	708 (115)	731 (149)	615 (103)
家族関係	347 (19)	293 (29)	313 (32)	272 (37)	316 (27)	308 (41)	284 (29)
地域・職場等の人間関係	139 (22)	166 (16)	143 (23)	103 (12)	176 (16)	168 (26)	119 (10)
異性・性の問題	45 (12)	64 (9)	58 (17)	93 (49)	112 (75)	125 (64)	56 (37)
心の健康問題	624 (28)	715 (17)	632 (17)	1,451 (60)	1,481 (55)	877 (36)	823 (14)
セクハラ・性暴力	24 (1)	8 (1)	9 (1)	16 (5)	16 (2)	28 (0)	9 (0)
その他	529 (82)	569 (57)	568 (82)	310 (60)	269 (58)	505 (73)	481 (66)
全体	2,437 (265)	2,698 (305)	2,766 (404)	2,926 (320)	3,175 (377)	2,917 (424)	2,592 (286)
うち DV が関わる相談	277 (27)	436 (82)	412 (91)	300 (39)	528 (77)	672 (59)	555 (76)

* () 内は男性からの相談件数で、内数

■ 県子ども家庭相談センター(中央・彦根)女性相談の平成 24 年度の実績をみると、人間関係では「夫等の暴力」が 1,759 件で最も多く、全体の相談件数は平成 23 年度より 1,237 件増加し、8,158 件となりました。

表 3 県子ども家庭相談センター(中央・彦根)女性相談の実績の推移 (滋賀県)

資料：「業務概要」(県子ども家庭相談センター(中央・彦根))

			H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
人間関係	夫等	夫等の暴力	2,503	2,539	2,572	2,578	1,894	2,288	1,880	1,759	
		酒乱・薬物中毒	27	15	5	4	0	1	5	4	
		離婚問題	391	341	327	498	413	378	554	427	
		その他	205	128	138	168	142	208	145	156	
	子ども	養育不能	66	140	79	129	160	304	172	177	
		子どもの暴力	86	28	34	99	28	167	54	62	
		その他	404	286	346	258	276	343	319	522	
	親族	親の暴力	106	26	66	170	57	64	59	141	
		その他の親族の暴力	100	21	10	19	28	43	45	22	
		その他	44	47	47	95	133	78	58	85	
	交際相手	交際相手からの暴力	—	—	—	—	—	33	78	96	
		同性の交際相手からの暴力	—	—	—	—	—	0	9	1	
		その他	—	—	—	—	—	3	9	9	
	家庭不和			149	168	138	95	157	113	100	173
	その他の者の暴力			151	43	113	18	85	47	31	81
	男女問題			60	33	65	43	19	37	180	26
	その他			250	197	185	176	161	278	371	435
	経済関係	生活困窮		151	76	140	257	227	206	156	420
		借金・サラ金		41	54	13	25	47	55	38	37
求職		265	141	255	216	88	87	127	153		
その他		23	22	49	74	66	25	57	99		
医療関係	病気		238	121	240	300	242	260	418	446	
	精神的問題		238	224	229	297	412	296	529	460	
	妊娠・出産		15	9	3	71	139	44	41	40	
	その他		19	22	33	39	9	29	49	63	
住居問題			967	734	501	487	713	1,030	1,198	2,001	
帰住先なし			284	263	66	371	719	212	232	262	
不純異性交遊			0	0	2	0	0	5	3	0	
売春強要			0	0	15	9	0	0	1	1	
ヒモ・暴力団関係			0	1	2	0	0	0	3	0	
5条違反			0	0	0	0	0	0	0	0	
人身取引			—	—	0	0	1	0	0	0	
合計			6,783	5,679	5,673	6,496	6,216	6,598	6,921	8,158	

- 本県では、平成 14 年度から県子ども家庭相談センター(中央・彦根)および男女共同参画センターに配偶者暴力相談支援センターの機能を付加しました。
- 本県の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、平成 25 年度は 897 件と前年より 51 件減少しました。なお、全国の相談件数は増加傾向にあります。

表 4 DV相談件数(滋賀県、全国)

資料：内閣府

	滋賀県		全 国	
	件 数	伸び率	件 数	伸び率
平成 14 年度	772		35,943	
平成 15 年度	1,012	31.1%	43,225	20.3%
平成 16 年度	1,046	3.4%	49,329	14.1%
平成 17 年度	1,132	8.2%	52,145	5.7%
平成 18 年度	1,245	10.0%	58,528	12.2%
平成 19 年度	594	△52.3%	62,078	6.1%
平成 20 年度	664	11.8%	68,196	9.9%
平成 21 年度	715	7.7%	72,792	6.7%
平成 22 年度	875	22.4%	77,334	6.2%
平成 23 年度	831	△5.0%	82,099	6.2%
平成 24 年度	948	14.1%	89,490	9.0%
平成 25 年度	897	△5.4%	99,961	11.7%

7. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

「滋賀県男女共同参画計画～新パートナーしがプラン～」では、取組の視点の一つとして「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進すること」を掲げています。本県における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況は次のとおりです。

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識

- 全国の調査をみると、仕事以外に家庭生活やプライベートを両立させたいという希望があるにもかかわらず、仕事優先の割合が高くなっています。
- 本県も、全国と同様の傾向にあります。現実において「仕事を優先」の割合が、全国よりも多くなっています。

図 26 仕事と生活の調和に関する理想と現実（全国）

資料：「平成 24 年 男女共同参画社会に関する世論調査」（内閣府）

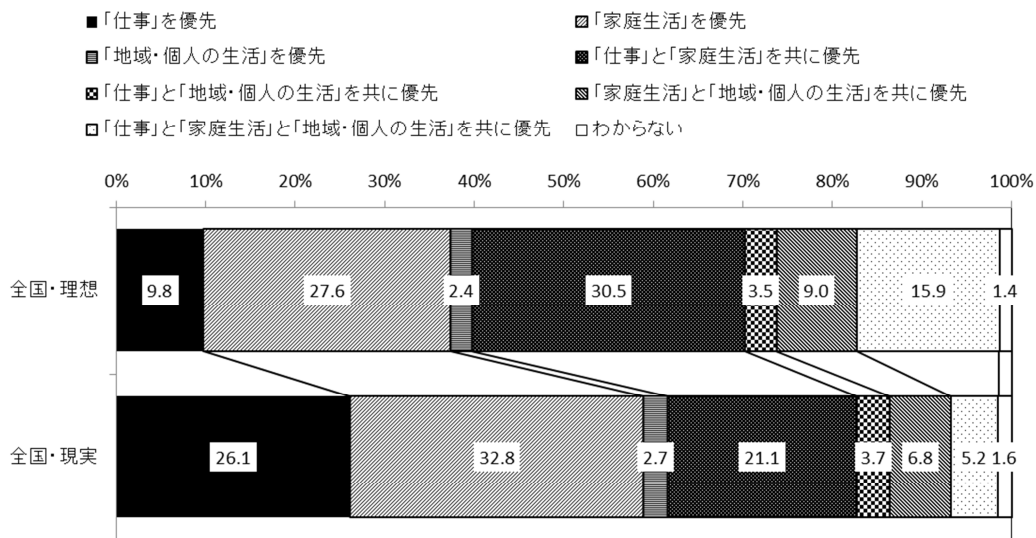
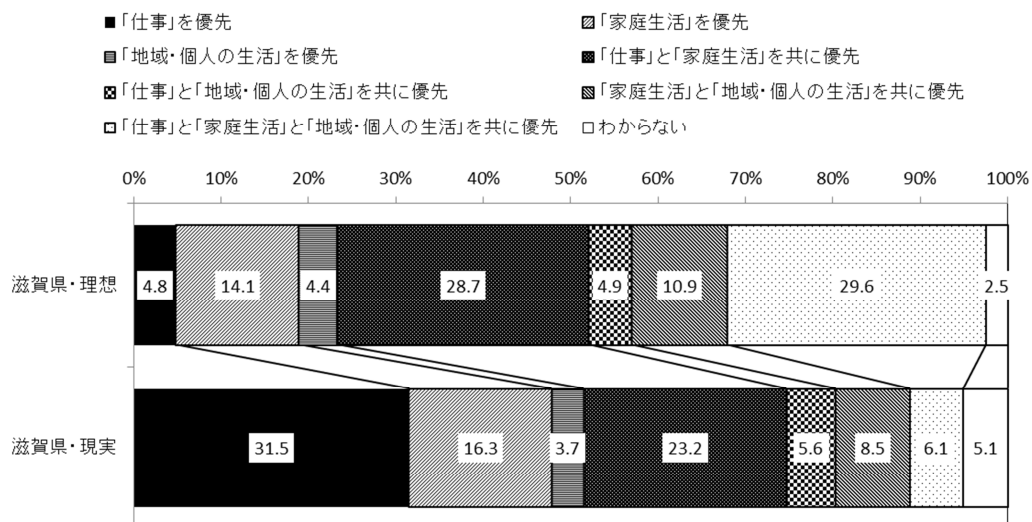


図 27 仕事と生活の調和に関する理想と現実（滋賀県）

資料：「男女共同参画社会づくりに向けた県民意識調査（平成 26 年）」（県男女共同参画課）



(2) 男性の労働時間と家庭や地域への参画

- 男性の労働時間は長く、20歳代後半から30歳代の配偶者のいる男性の5分の1以上が1週間に60時間以上働いています。1日に換算すると、12時間以上働いていることになります。
- 年間総労働時間数は、前年度と比較して一般労働者は15時間の減少、パートタイム労働者は9時間の減少となっています。
- 長時間労働も反映し、男性の家事従事時間は短く、子育て、介護、家事労働の多くを女性が担っている状況にあります（P16、図18）。

図28 週60時間以上就業している割合（滋賀県：男女・有配偶／未婚・年齢別）

資料：「平成24年 就業構造基本調査」（総務省）

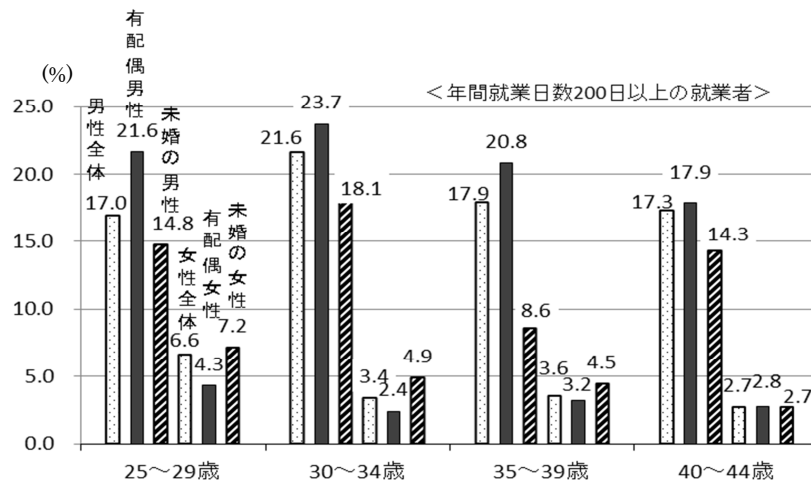


表5 一般労働者、パートタイム労働者の年間総実労働時間数（滋賀県）

資料：「毎月勤労統計調査」（県統計課）

	21年	22年	23年	24年	25年
一般労働者	1,937時間	1,988時間	1,987時間	2,023時間	2,008時間
パートタイム労働者	1,135時間	1,170時間	1,162時間	1,177時間	1,168時間

(3) 女性の働き方

- 家事・育児を担いながら、男女が共に長時間労働を前提とした働き方で就業を継続することは困難を伴い、性別役割分担意識とも相まって、女性の労働力率は30歳代を谷とするM字カーブを描いています。(P18、図22)
- 労働力率は40歳代に再び上昇しますが、その雇用形態はパートの割合が高くなっています。

図29 女性の労働力率（滋賀県：有配偶者・未婚者別）

資料：「平成22年 国勢調査」（総務省）

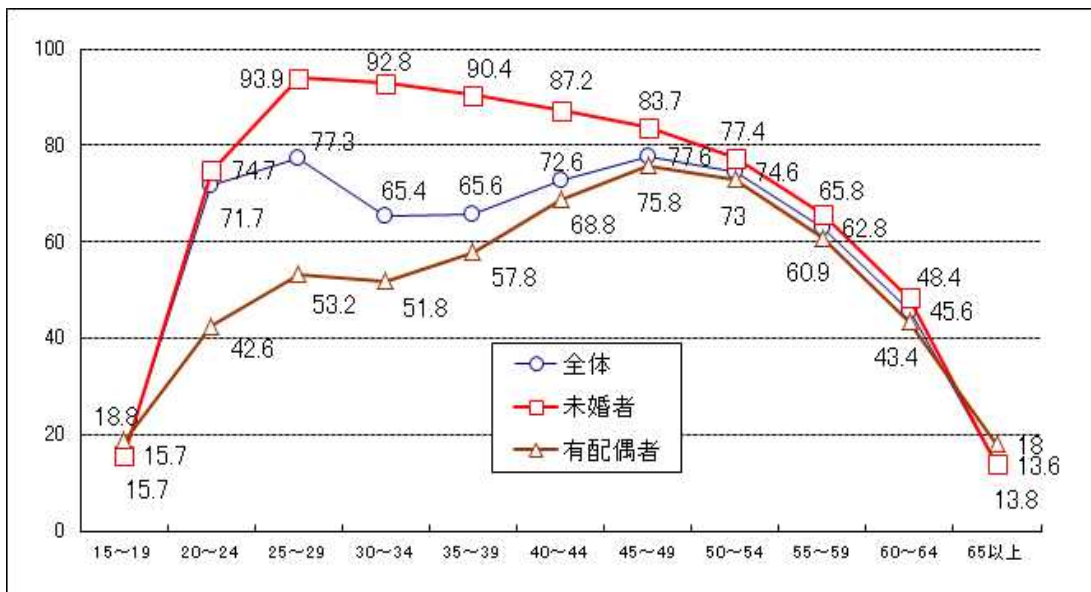
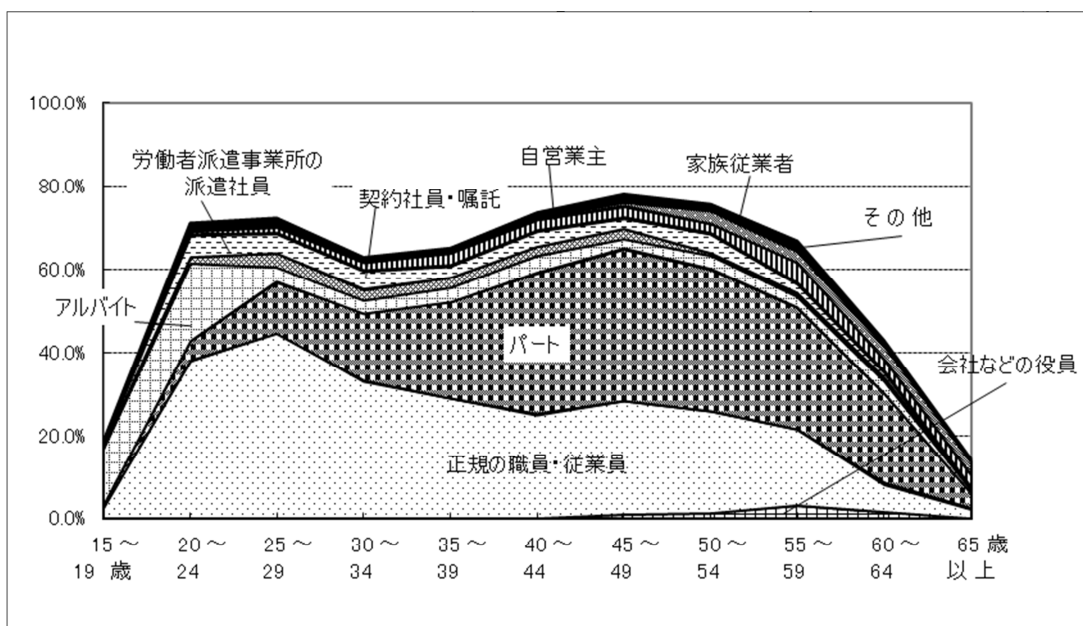
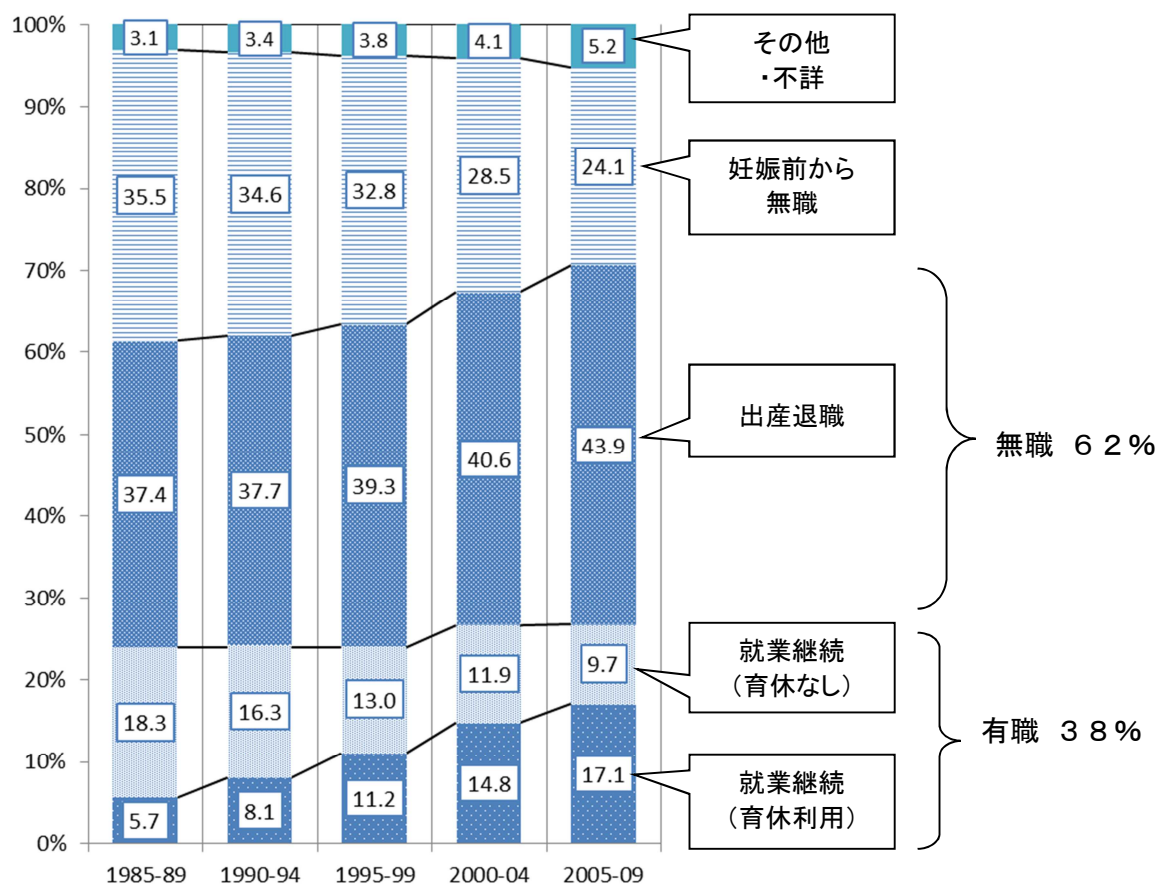


図30 女性有業者の年齢階級別従業上の地位、雇用形態（滋賀県）



- 全国の状況を見ると、出産前に仕事をしていた女性の6割が出産を機に退職しています。また、育児休業制度の利用は増えているものの、出産前後で就業継続している女性の割合は、この20年間ほとんど変化がありません。
- こういった状況も反映し、本県の管理的職業に従事する女性の割合は、11.7%と低くなっています（P 9、図8）。

図 31 子どもの出生年齢別、第1子出産前後の妻の就業経歴（全国）



資料：「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）：2010年」国立社会保障・人口問題研究所